

業務仕様書

1 業務名

手稲区第20回統一地方選挙ポスター掲示場製作設置及び撤去業務

2 業務概要

以下のとおり、標記選挙公営ポスター掲示場を製作及び設置し、投票日の翌日から（又は無投票となることが決定した日の翌日から）撤去して設置場所を原状に回復するとともに札幌市選挙管理委員会事務局が別途契約する業者（以下「掲示板業者」という。）に掲示板を返納する。

3 履行期間

契約締結日から令和5年4月19日（水）まで

4 製作設置業務

(1) 設置場所

別添「案内図、一覧表」のとおり

(2) 製作設置作業期間

契約締結後、委託者が別途指示する日から令和5年3月20日（月）まで

(3) 区画数

ア	北海道知事選挙	6 区画
イ	北海道議会議員選挙	6 区画
ウ	札幌市長選挙	6 区画
エ	札幌市議会議員選挙	12区画

(4) 設置箇所

合計	166 箇所
(内訳)	
支柱必要・置き石必要	2 箇所
支柱必要・置き石不要	107 箇所
支柱不要	57 箇所

(5) 設置要領

ア ポスター掲示場の図

別紙1-1、1-2、1-3、1-4のとおり

イ 掲示板の資材

再生パルプボード等リサイクル可能な材質を利用したもの（※）を掲示板業者が令和5年2月27日（月）に受託業者の指定場所（札幌市内の1か所とする）に納品する。契約締結後、指定場所について掲示板業者に連絡すること。連絡先については、委託者から別途連絡する。

掲示板の納品数については、以下のとおり（それぞれ予備分10組を含む）。掲示板の結合については受託者が行うものとする。掲示板の規格及び区画ごとの組合せについては別紙2のとおり。

（※）(株)タナカ製 STボード、(株)コートテック製 CTボード、同等品のいずれか

6区画（余白付6区画）528組

12区画（余白付6区画+区画のみ6区画）176組

ウ 標題貼付用「標題ポスター」

- (ア) 標題及び注意書事項等を印刷したポスター（ユポF G S 1 3 0 またはユポF R B 1 3 0）を、委託者から受け取り、掲示板の右余白標題部分に貼付する。また、標題ポスターの右下には別途作成指示する掲示場の整理番号シール（設置期間中、標題ポスターへの貼付に耐えられるものであること）を貼付する。

(イ) 引渡数量

選挙の種類ごとに185枚（合計740枚、予備分を含む）

(ウ) 標題ポスターの規格等

別紙3のとおり。

エ 使用材料等規格

古材等の使用を認めるが、撤去までの期間の使用に耐えられるものであること。

(ア) 枠組木材 寸角 30mm×30mm

(イ) 支柱及び方材 たる木 45mm×45mm

(ウ) 再生パルプ耐水ボード止め釘 24mm

(エ) 鉄アングル

木製部材だけでの固定が困難な場合等は、丸棒アングルを使用する。

(オ) 標題ポスター貼付用糊等

i 接着剤 コニシG Z-3

溶剤 ゴードー溶剤ノルマルヘキサン

ii 日東电工一般用両面テープ（20mm巾）

上記i又はiiの製品又は同等品を使用し、容易に剥離しないようにすること。また、同等品を使用する場合は、履行前に委託者の承認を得ること。

(カ) 置き石（旗石、コンクリートブロック）

250mm×250mm×200mm程度

オ 設置場所の略図

設置場所の略図は、契約締結後、委託者より交付する。

カ ポスター掲示場の配置

掲示場の配置は、向かって右側から知事、道議会議員、市長、市議会議員の順で配置し、可能な限りそれぞれの間隔を50cm程度あけること。

キ 施設の所有者等の指示

掲示場を設置するときは、必ずその旨を設置場所の所有者又は管理者に連絡し、所有者等の指示に従うこと。

ク 補助支柱等

設置場所の地面が側溝その他コンクリート類であるとき、又は設置場所がコンクリート、ブロック塀等の場合は、塀の内側に杭を打ち補助支柱及び針金で固定し、あるいは掲示板の上部にカギ金具を付け塀の上部に固定するなど工夫して、掲示板が倒れたり飛んだりすることのないよう注意して設置すること。

また、杭等が打てない場合は、置き石（旗石、コンクリートブロック）を使用し、倒れたり飛んだりするがないように木材をしっかりと固定したうえで注意して設置すること。

ケ 補修

ポスター掲示場を設置した後、破損又は滅失した場合は受託者が直ちに補修又は再設置すること。

コ 支柱不必要を設置する場合の注意点

柵、塀、手すり、フェンス等に設置する場合は、掲示板が倒れたり飛んだりすることのないように注意して設置するとともに、ポスター掲示場と接する部分の損傷防止のため、別紙1-3「柵等への設置方法」を参考に必要な養生措置を施すこと。

サ 国道に設置する場合は、設置作業中に長時間車線規制が生じないよう留意すること。車線規制を行わなければ設置困難な箇所がある場合は、事前に委託者に連絡のうえ、指示を受けること。

(6) その他

ア 契約締結後、直ちに委託者と業務の実施について打ち合わせを行うこと。

イ 検査において、設置状況が不十分と認められる場合は、委託者の指示に従い措置し、その経費は受託者の負担とする。また、措置後は、その内容がわかる写真（全体、4方向、修正箇所など）を添付して委託者に報告すること。なお、設置状況が不十分と認められる場合に損傷や倒壊等が生じた際の措置については、受託者が責任を持って対応すること。

また、設置状況が不十分と認められる場合に倒壊等により第三者に損害を与えた際、被害を受けた当該第三者に対する賠償責任は受託者の負担とする。

ウ 設置期間中に損傷や倒壊等が生じた場合には、委託者の指示に従い速やかに措置し、その経費は受託者の負担とする（第三者による損傷や倒壊等に係る措置費用は除く）。また、措置後は、その内容がわかる写真（全体、4方向、修正箇所など）を添付して委託者に報告すること。

5 撤去業務

(1) 撤去数

設置数と同数

(2) 撤去期間

令和5年4月10日（月）から令和5年4月14日（金）までに撤去を完了すること。

ただし、無投票となることが決定した選挙がある場合は、委託者の指示に従い、当該選挙分について、無投票となることが決定した日の翌日から起算して3日以内に解体撤去を行うこと。なお、当該選挙分を撤去した後に生じる間隔を詰める必要はない。

(3) 掲示板の返納

掲示板の撤去後、一時保管の上、委託者の指定する場所（札幌市内の1か所とする）に令和5年4月15日（土）から令和5年4月19日（水）までの間に搬入し、掲示板業者に返納すること（無投票となることが決定した選挙分の掲示板についても当該期間に搬入し、返納すること）。その際、解体撤去した掲示板は、木枠から外し、釘を取り除いた状態で予備分を含め全量を搬送すること。

ただし、標題ポスター及び候補者のポスターを剥がす必要はなく、画鋲類についても取り除く必要はない。

(4) 古材等

解体撤去した掲示板以外の部材は、受託者が引き取ること。

(5) その他

ア 解体撤去にあたり、あらかじめ設置場所所有者等の了解を得てから施行すること。

イ 既設物（門、塀等）を利用して設置している場合は、損傷が生じないよう十分注意すること。

ウ 検査において、解体撤去及び原状回復が不十分と認められる場合は、委託者の指示に従い措置し、その経費は受託者の負担とする。

6 完了報告

- (1) 完了報告は、ポスター掲示場の製作及び設置の完了後と、撤去及び掲示板の返納の完了後にそれぞれ行うこと。
- (2) 製作及び設置後の完了報告は、本市所定の完了届（役務-第9号様式）、別紙4「ポスター掲示場設置撤去チェックリスト」及び設置後の写真を提出することにより行うこと。
- (3) 撤去及び掲示板の返納後の完了報告は、本市所定の完了届（役務-第9号様式）及び別紙4「ポスター掲示場設置撤去チェックリスト」及び撤去後の写真を提出することにより行うこと。

7 その他

- (1) 本業務に関すること、その他不明な点は、下記「8 担当課」に問い合わせること。
- (2) 区画数の変更（増加）が生じた際には、別途協議の上、契約改訂または追加発注を行う場合がある。
- (3) 本仕様書に規定する以外の事情が発生した場合には、委託者と受託者の相互協議のうえ定めるものとする。

8 担当課

札幌市手稲区前田1条11丁目

手稲区市民部総務企画課

担当：西田 TEL：681-2425